

議第二十九号

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和八年二月二十六日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二十二の表三の項に次のように加える。

<p>24 ねじり疲労特性</p>	<p>一件につき</p>	<p>一三、五九〇円に試験時間が一時間を超えて一時間又は一時間に満たない端数を増すごとに七、九八〇円を加えた額</p>
<p>25 メルトフローレイト</p>	<p>一件につき</p>	<p>五、七二〇</p>

別表第二十二の表五の項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、同表十の項中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げ、第二十九号を削り、第三十号を第二十八号とし、第三十一号を第二十九号とする。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

提 案 説 明

ねじり疲労特性に係るプラスチック試験手数料を新たに徴収する等のため、この条例を定めようとする。